

EU研究に歴史的制度主義を適用する方途についての試論

—域内市場統合を事例に—

A tentative assumption on application of historical institutionalism to European Union study
—A case of the single market programme—

井上 淳¹

¹大妻女子大学比較文化学部

Jun Inoue¹

¹Faculty of Comparative Culture, Otsuma Women's University

12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan 102-8357

キーワード：歴史的制度主義，EU，域内市場統合，EU研究

Key words : Historical institutionalism, European Union, Single market programme, EU study

抄録

本論文は、既にEU研究に適用されながらもその問題点が指摘されてきた歴史的制度主義をEU (European Union) 研究に活用することができるようにするために、歴史的制度主義アプローチの操作、修正を試みるものである。

それまで停滞していたEU統合が1980年代半ばの域内市場統合計画によって息を吹き返すと、EUに対する理論的アプローチが発展した。歴史的制度主義はそのうちのひとつであり、EU諸機関が時間の経過とともに加盟国政府に影響を与えて、加盟国政府にさらなる制度化を選択させると主張してきた。しかしながら歴史的制度主義は、政府の国益や選好に関わる前提を競合理論であるリベラル政府間主義と共有したため、議論の上で大きな制約を抱えることになった。本論文はその制約を明らかにしたうえで、EU研究に適合するように歴史的制度主義を操作、修正する。

新たに操作を加えた歴史的制度主義は、加盟国による制度的選択が自国では解決することができない課題の「欧州の(集合的)解決」であること、それゆえに当該制度選択がゆくゆくは加盟国を拘束することを明らかにする。このような理解は、EU研究における歴史的制度主義に向けられてきた学術的批判にこたえてその問題点を克服するとともに、たとえばユーロ危機の顛末のように一度統合が停滞した後に再統合が進む理由やメカニズムを明らかにする可能性がある。

1. はじめに

1980年代前半まで停滞していたEU (European Union) 統合は、1980年代半ばに提唱された「1992年域内市場統合計画」で息を吹き返した。これをEUの新たな組織化だと捉えた研究者たちは、様々な理論を提唱した。そのうち、新制度論の一学派であった歴史的制度主義 (historical institutionalism) は、EUの諸制度が時間の経過とともに加盟国の選択に制約を課すことによってさらなる制度化が進むと指摘した。一方で、歴史的制度主義では事後 (post-hoc) の説明にならざるを得ない、変化を予測することができない、仮説を提示することがで

きない、といった問題点も指摘された^[1]。

その後のEU、とりわけ今世紀に入って拡大やユーロ危機を経験したEUには、危機こそ指摘されたものの、劇的な統合進展があったという評価は少ない。そのためなのか、理論研究自体が当時ほど活況ではない。しかしながら、直近では財政危機後に財政同盟へ向けた取り組みが進むなど、危機を経て統合が進んでいるという事実を踏まえると、時間の経過がEUの発展に関係するという視座を有する歴史的制度主義は、統合が進んでいない時期こそ調査・検証をすすめる機会であり、われわれに示唆を与える可能性がある^[2]。ところが

いざ歴史的制度主義によるEU分析を吟味すると、競合理論との議論の成立を進めた結果、その説明枠組に自らみすみす大きな制約を課していることが明らかになる。本論文は、その制約を研究史上の展開を踏まえながら指摘した上で、克服方法を検討するものである。具体的には、第2節においてEU研究における歴史的制度主義アプローチの発展を、競合理論であるリベラル政府間主義

(liberal intergovernmentalism) との関係で捉える。第3節では、競合理論との対話を成立させる配慮がなされたがゆえに、歴史的制度主義の説明に制約が生じていることを、双方の理論が事例に用いた域内市場統合のケースを使いながら示す。第4節では、前節で指摘した問題点、さらには従来から指摘されていた歴史的制度主義の問題点を克服するために、EUの実情に合わせて歴史的制度主義を操作する。そのうえで、域内市場統合進展の経緯について、従来の歴史的制度主義や政府間主義の説明とは異なる説明を試みる。

2. EUに対する歴史的制度主義的アプローチ

1960年代中庸から1970年代にかけての統合停滞は、統合理論(国際統合論)研究の沈滞をもたらした。しかしながら域内市場統合計画を皮切りに経済通貨同盟や共通外交安全保障などへの取り組みが進むと、一連の統合推進のダイナミズムを説明するべく再び理論研究に焦点があたった。EUが超国家組織であろうと政府間組織であろうと、定められた機関が所定の手続きに基づいてこれを運営しているならば、EUを制度とみなしてよいという理解^[3]から、制度論的アプローチがさかんになった^[4]。

まず大きな注目を集めたのは、政府間主義(intergovernmentalism)であった。政府間主義は元々、国際統合論とりわけ新機能主義

(neofunctionalism) に対して、統合はあくまで加盟国政府の国益を超えないところでのみ進められると主張してきた。したがって、域内市場統合計画を契機とした統合進展も、政府間主義にとっては加盟国政府の国益の反映にほかならなかった。加盟国は今なお主要なアクターであり、統合(制度化)は加盟国による外交交渉の産物であり、交渉のなかで各国は国益を最大化しようとするのだと主張する政府間主義^[5]のなかでも、とりわけモラブチック(Andrew Moravcsik)が提唱したアプ

ローチは、リベラル政府間主義と呼ばれて注目を集めた。モラブチックは、一般的に域内市場統合を推進したとみなされがちな欧州議会、欧州司法裁判所、欧州委員会といったEU諸機関、そしてドロール(Jacques Delors) 欧州委員会委員長や『域内市場白書』を提出したコーフィールド(Lord Arthur Cockfield) といった個人のイニシアティブは、加盟国政府のマンデートから発したものと主張した^[6]。「リベラル政府間主義」という語をタイトルに用いた論文では、国内選好形成についてのリベラル理論と当該選好をもった政府間交渉という二段階の説明を用いて、EUレベルの制度設計(統合進展)を説明してみせた^[7]。

これに対してサンドホルツとザイツマン(Wayne Sandholtz and John Zysman)は、域内市場統合計画が合理的なアクターによる合理的な交渉結果だということに疑問を呈した^[8]。バルマー

(Simon Bulmer)は制度的なアレンジメントが政治交渉の結果に影響を与えていると主張し、制度が自ら行動することに焦点を当てる必要性を強調した^[9]。そのような考え方をもち研究者は、欧州委員会や欧州司法裁判所をはじめとするEU諸機関、ゆくゆくは国境をこえて交易(transaction)をするアクターの存在と行動に注目するようになった^[10]。歴史的制度主義は、そうした反・政府間主義的な議論の一翼を担った。

歴史的制度主義は、制度を公式・非公式の手続、ルーティン、規範、慣例だとみなすホールとテイラー(Peter Hall and Rosemary C. R. Taylor)による定義^[11]を参照したうえで、制度は加盟国によって生み出されるものの、一度生み出されると自らの論理がはたらき加盟国をも制約することを示唆した。とりわけピアソン(Paul Pierson)は、従来の歴史的制度主義の研究結果^[12]をEUに適用した結果、加盟国の合理的な決定によって生み出された制度が時間の経過とともに粘性(stickiness)を持ち、経路依存(path dependent)的に加盟国を拘束(lock in)し、加盟国の戦略だけでなく目的すら形づくり、加盟国政府にとっては(制度設計者であるにもかかわらず)意図しない方向へと制度化が進むことを示したのである^[13]。EU研究における歴史的制度主義が焦点を当てたのは、EU諸機関が時間の経過とともに加盟国の権力を制約する過程であった^[14]。

一方の政府間主義、とりわけモラブチックは、

1998年の著作『Choice for Europe』でそれまでの説明をさらに発展させた^[15]。彼は、加盟国の選好形成についてのリベラル理論、政府間交渉についての政府間主義といった従来の説明に加えて、制度選択の理論で構成される理論を提示した。彼は、

(EU条約改正のための)政府間交渉の結果EUの組織化すなわち主権のプールが起こるのは、加盟国のコミットメントへの信頼性を高めるため、不完全な契約、モニタリング、コンプライアンスの問題を解決するためであると説明した^[16]。そして、条約改正交渉では加盟国の国益のみが反映され、とりわけ英仏独三大国の選好の最低ライン

(minimum denominator)で交渉が妥結することを、過去の基本条約改正交渉の事例を通じて示してみせた。

これに対して、アームストロングとバルマー

(Kenneth Armstrong and Simon Bulmer)は、EUは加盟国政府が解決できない問題を集団的に問題解決していると指摘し、その集団的問題解決プロセスである「ガバナンス」がEU諸機関によってもたらされていると主張した^[17]。これを分析するためには、単なる行政や政治選択だけにとどまらずそれらが生み出される過程に焦点を当てることが重要であり^[18]、制度が特定の価値をもち、その価値が時間とともに加盟国を制約し、その制約にEU諸機関などの制度的な文脈が関係することを指摘、この点で彼らの視座は歴史的制度主義的であると主張した^[19]。

さらにバルマー個人は、EUガバナンスの変化が政府による条約改正交渉の結果ではないこと^[20]を強調し、EUの諸制度は特定の価値や規範を有してそれらが徐々に出現すること^[21]、制度は自律的であり中立なアリーナではありえずバイアスがかかっており、内生的な発展を遂げることを指摘した^[22]。制度に埋め込まれた価値や規範、ルーティンに注目すると、それらにまつわる過去の選択がその後の政治的な行動を制約していると指摘した^[23]。そうすると、モラブチックが強調した政府の選好も重要ではあるが、欧州司法裁判所の判決、欧州委員会の働き、域内市場統合を求める(支持する)トランスナショナルな利益の存在が域内市場統合計画の発展にとって重要であったと結論づけたのである^[24]。

政府間主義の説明に満足しない研究者は、加盟国の選好とその交渉(bargaining)では選択されな

かった形で統合が進展したことに注目した。そのため、加盟国とは対照的に統合を促進する意図を持った存在として、EU諸機関にとどまらず多国籍企業を含めた超国家的アクターに注目する研究が現れた。サンドホルツとストーンスイート

(Wayne Sandholtz and Alec Stone Sweet)は、EU諸制度が単なる加盟国の交渉の産物だとすると、超国家的アクターやそれらが織りなす社会は生まれないと指摘した^[25]。条約改正交渉にせよ日常の政策形成にせよ、超国家的アクターの交流増大がさらなる統合を需要し、そうした需要に合わせた行動や利益が出現してさらなるEUの制度化が促されるが、そうした要請に対して加盟国政府は受け身(reactive)であり^[26]、ある時点からそうした動きは後戻りできないものとなる様を描いた^[27]。

もっとも、彼らは政府間主義を完全に否定したわけではなく、当初は政府間主義的であったEUのガバナンスが、超国家アクターの存在と行動によってより超国家的なガバナンス、すなわちEUの制度化へと向かうのだと主張している^[28]。彼らはまた、一連の議論を電気通信や航空自由化、経済通貨同盟さらには環境政策といった広い事例で検証した。EU諸機関やトランスナショナルなアクターによって加盟国政府が政府間交渉では選択し得なかった成果を生み出す様子を描き出した彼らの議論は、超国家主義(supranationalism)と呼ばれた。

こうして、EUに対する歴史的制度主義的アプローチは、EU統合はあくまで加盟国政府間交渉の産物であるという政府間主義に対して、ある時点での制度選択が時を経てさらなる制度化をもたらすと主張した。その際EU諸機関や多国籍企業といった超国家アクターが関与すること、それらが「1992年域内市場統合計画」を支持する価値・選好を有していたがゆえに制度化は「あるタイミング」で不可逆的なものとなり、加盟国政府は覆す事ができなくなるのだと強調した。

3. 域内市場統合計画と歴史的制度主義的アプローチ：リベラル政府間主義の軛に起因する分析射程上の問題

歴史的制度主義は、政府間主義が依拠する加盟国政府の選好に関わる前提を受け入れつつも、ある時点の制度的な選択が時間の経過とともに加盟国政府の利益や行動を制約することを示そうとし

た。ただ、加盟国政府が中心的な制度構築者であり加盟国政府は自身の目的に資するための行動をとるという前提を受け入れた^[29]ために、歴史的制度主義は「リベラル政府間主義の軛」^[30]とも呼べる重荷を負うことになった。加盟国政府の国益に関する前提を受け入れると、歴史的制度主義が政府間主義的な議論を批判し、なおかつ制度主義らしい示唆を提起することは立論戦略上、非常に困難になるのである。

たとえば、モラブチックが事例に用いた条約改正交渉は、そもそも政府間主義の要素が色濃く反映された事例であった。EUは加盟国政府が承認する条約（基本条約）に基づいて設置機関と政策決定手続きとを定め、条約に基づき運営されている。条約の発効には調印と批准が不可欠であることを考えれば、条約改正交渉における主要なアクターは加盟国政府以外にあり得ない^[31]。「1992年域内市場統合計画」の実施とその実施方法が単一欧州議定書（Single European Act）の調印・批准によって確定したのであれば、条約の交渉と妥結を加盟国政府の国益から説明することは至極自然ではある。

このように条約改正交渉その時点のみに注目すると、個別の政府間交渉に焦点が当たる。それゆえ歴史的制度主義は、ある条約改正交渉と次のそれとの間の期間、あるいは日々の政策形成に焦点を当てることによって説明対象となるタイムスパンを拡げて、その結果、単一欧州議定書策定に至る過程でEU諸機関が役割を果たしたと強調してきた^[32]。ただ、自身の目的に資する行動をとる加盟国政府が制度の影響を受けた事実を示すためには、EU諸機関（の行動）が加盟国政府の選択に制約を与えた一場合によっては加盟国政府の目的をも変えた一メカニズムを示さなければならず、これには膨大な作業が必要になる。

たとえば、欧州司法裁判所の判決をはじめとするEU諸機関による主体的な行動と加盟国による単一欧州議定書の妥結との間には数年のラグがあり、この間に制度に起因しない要因が加盟国の国益に影響している可能性を勘案しなければならない。実際、サンドホルツとザイツマンは、石油危機後の世界経済の変化がEUおよび国内政治の変容を迫ったことを示唆しており^[33]、EU諸制度による加盟国に対する影響はかなりの程度相対化されてしまう。同様に、ピアソンが指摘する「重大な

岐路（critical juncture）」や「経路依存」が制度（EU諸機関）からのみもたらされているのか、制度の外からもたらされていないかを切り分ける必要がある。制度からもたらされた場合には、それが加盟国の行動を方向付けるまでの間にその他の要因が影響していないかを検証する必要がある。ピアソン自身、結果がどこまで意図せざるもの

（unintended）だったのかという検証は必要だとしている^[34]。仮にこれら諸点を克服することができたとしても、加盟国の国益や選択が影響を受けたことを示す研究は、「制度論」とは称しながらも、加盟国国内政治の変化、政策担当者の認識変化とその持続が主たる焦点となりかねない。そのようななかで実際に展開されてきた議論は、EU諸機関のはたらきかけを「描写」することはできても、それが加盟国に影響を与える「メカニズム」や影響が発生する「条件」を明らかにしたとは言い難く、域内市場統合のケースでは政府間主義と歴史的制度主義の間ではほぼ平行線の議論が繰り返された。

実際、単一欧州議定書制定までの政治過程分析にあたって、歴史的制度主義も政府間主義も、用いた資料（史料）、事実には大きな差はない。EU側の刊行物として年次刊行の『General Report』、月次刊行の『Bulletin of the European Communities』、日々情報更新される『Agence Europe』といった資料を参照し、加盟国首脳や政治家のメモや記録を参照し、関係者にインタビューした。その結果、主に以下7つの事実、すなわち、第一に1980年代初頭の欧州理事会（首脳会合）では毎度予算問題と機構改革で議論が紛糾したこと、第二に、とはいえ1979年に欧州司法裁判所が所謂「カシス判決」を下して域内市場統合をすすめる方途を示唆したこと、第三に欧州議会議員グループが1980年代前半に機構改革案を提出したこと、第四に1984年にフランスが欧州理事会の議長国になりシャトル外交を繰り返したこと、第五にその結果としてフォンテーヌブロー欧州理事会（1984年）で改革が動き出すこと、第六に1985年にドロールが欧州委員会委員長に就任、コーフィールドを域内市場担当委員に任命して『域内市場白書』をまとめさせたこと、第七に同年のミラノ欧州理事会で条約改正への政府間会議開催が決まり単一欧州議定書の策定へと至ること、については、両者ともに丁寧に描き出している^[35]。

それにもかかわらず、両者は一連の事実評価をめぐって対照的な結論を導出する。歴史的制度主義は、1983年まで予算や機構改革において全く妥協点を見出すことができなかった加盟国に対して、カシス判決を導出した欧州司法裁判所^[36]、機構改革については域内市場統合のフレームワークを作った欧州議会^[37]、域内市場統合のタイムスケジュールと方法を導出した欧州委員会—とりわけドロールやコーフィールド等といった個人—の果たした役割を重視する^[38]。EU諸機関や個人が行動した傍ら、加盟国では石油危機後の世界経済の変化が国内の伝統的な成長・雇用モデルの失敗をもたらし、左派が敗れ去り、政策変容を迫られた。その過程で、加盟国はEU諸機関の提案に影響を受け、時にEUの提案、EUレベルの同意を国内政治の機会として利用したと評価した^[39]。その間の加盟国政府は、むしろ受動的 (reactive) だったと評価された^[40]。

他方、政府間主義は、ミッテラン政権が国内経済政策の「大転換」をした上で1984年に英独に対してシャトル外交を展開するまで、EU諸機関による諸取り組みはすべて加盟国に採用されていないと評価、加盟国政府の選好が好意的になってはじめて条約改正と域内市場統合が可能になったのだと主張した^[41]。したがって、1983年までにEU諸機関が行ってきた取り組みと提案、ビジネス界の圧力は、説明に有意な事実としてはすべて却下された。ドロールとコーフィールドのイニシアティブすら加盟国政府が与えたマנדートのもと行われたに過ぎないと評価し^[42]、EU側の提案は主要加盟国によって修正がなされたうえで採否が決まる^[43]と主張した。政府間会議の結果締結された単一欧州議定書案については、「EU側が次善のものとして受け入れるようになった」^[44]とまで指摘した。EU諸機関が働きかけた事実是否定しないが、それらは加盟国によって修正あるいは拒否されており、加盟国の選択に影響を与えなかったというのが、政府間主義の一貫した評価だった。ミラノ欧州理事会における前例のない多数決実施ですら、政府間主義にとっては分析上大きな事件とはならなかった。議長国イタリアによる多数決提案に激怒したといわれるサッチャー (Margaret Thatcher) 英首相が次の会議には参加したという事実に触れてはいるものの、統合に賛同というより他の加盟国に排除されないという消極的な選好を指摘する

にとどめた^[45]。

このように、国益と国家の行動にかかる前提を共有しほぼ同じ資料 (史料) と事実を用いているにもかかわらず、両学派は対照的な結論に至り、両者の議論は平行線をたどった。やがて、厳密な意味での歴史的制度主義というよりは、時間とともに多様なアクターによる関与とそれによってもたらされる政策・法形成 (ガバナンス) を対象にする研究が多くなった (前節のアームストロングとバルマー以降の議論を参照)。ただ、域内市場統合や経済通貨同盟など、様々な統合プロジェクトや日常の政策が進展と停滞、そして再度の進展を繰り返しているからには、制度は統合のゆくえを左右する何かしらを担っているのではないだろうか。「加盟国の国益を変える」とまで踏み込まずとも、従来の議論を操作、修正して何か示唆をもたらすことはできないだろうか。

たとえばピアソンは、スコチポル (Theda Skocpol) の研究を参照しながら、一度設立された制度には現状維持の傾向が働くと示唆した^[46]。また、バルマー、ストーンズウィーツやサンドホルツ、ザイツマンなどは、単一欧州議定書は一から策定されたわけではなくローマ条約で実践できていないことを達成すべく修正されたものだとして主張する^[47]と同時に、国家が制度に対して受け身だとも指摘してきた^[48]。さらに、サンドホルツとザイツマンは、国際政治経済的な文脈がEUの外から働いていることを示唆した^[49]。

こうした洞察は、歴史的制度主義が「リベラル政府間主義の軌」すなわち加盟国の選好や国益に関する前提を共有したことによって陥った立論戦略上の困難—とりわけ、変化の源泉がEUの外にあり、なおかつ加盟国への影響を明らかにするためには制度ではなく国内政治を射程に置かない限り (歴史的制度主義の) 説明の妥当性を明らかにすることができないという限界—を克服する手がかりにならないだろうか。次節では、この課題に取り組む。

4. EUの実情に合わせて歴史的制度主義を操作する：試論として

前節で指摘したように、EU研究に歴史的制度主義の前提と議論とを当てはめると、政府間主義との差異を強調するどころか立論に無理が生じる。そのため歴史的制度主義を用いて何か示唆を得よ

うとするのなら、EUの実情に合わせて歴史的制度主義を操作する必要がある。操作にあたって、本論文では「加盟国によって選択された制度が時を経るとは、何を意味するのか」を明らかにすることに努め、既存研究が明らかにしようとした「制度がどのように（時を経て）加盟国政府の選好、国益、アイデアをも変えるのか」を明らかにすることは回避する。というのも、前節で指摘した通り、制度が加盟国の国益や選好に影響を与えたことを示すためには国内政治分析が不可欠となり、制度論であるにもかかわらず国内政治の検証を経てのみ制度の評価が完結するという違和が生じるからである。また、これも前節で指摘した通り、加盟国の国益や選好が制度以外の要因、たとえば国際政治経済環境の影響を受けている可能性が高い。制度が時を経ることの意味をまず問うという作業は、制度とは異なる要因に説明が依存することを避けると同時に、事後の説明に終始し仮説を提供できないと批判されてきた従来の歴史的制度主義の問題点をも克服する可能性がある。

次に、EUの実情に合わせて歴史的制度主義を適用するためには、EUという制度についての確認が必要である。以下の諸前提はEUの運営に関わる事実であり、政府間主義、歴史的制度主義にかかわらず認めているものである。

前提①：EU（およびその諸機関）は、加盟国が調印・批准した基本条約の規定に基づいて運営されている。

前提②：加盟国政府は、その条約を締結するにも条約規定を実施・導入するにも、はたまた日常の政策（派生法）を決定・導入するにも、立法者／決定者として鍵を握る^[50]。

前提③：それゆえ、条約改正交渉、日常の政策形成の別にかかわらず、一旦はEUレベルで妥結されたことであっても、加盟国がこれを留保する（ゆえに批准や導入が遅れたり失敗したりする）ことがある。

前提④：対して、EU諸機関は条約の規定にしたがう形でのみ運営される（行動する）。

前提⑤：EUは通常、加盟国政府レベルで十分対処し得ること、あるいはそれ以下のレベルで十分管理・解決することができることには介在せず、規模や効果の面においてEUレベルの解決が求められることに取り組む^[51]。

以上の前提を用いて、制度が時を経るとは何を意味するのかについて、域内市場統合計画までの道のりをたどりながら検討する。そうすると、歴史的制度主義をEU研究に適合するように操作する道筋が見えてくる。

まず、域内市場統合計画の根拠となる単一欧州議定書（1986年調印）は、加盟国が一から交渉して作り上げたものではない。バルマーが指摘した通り、域内市場統合計画の要諦、すなわち「人、モノ、サービス、資本（4つの要素）の国境移動に障壁のない地域の創設」は、元々は1957年調印のローマ条約で定められた^[52]。前提①、②および前提⑤と合わせて考えると、4つの要素の自由移動は当時加盟国にとって必要だったことになる。実際、石炭鉄鋼共同体創設後の加盟国経済は好調であり、石炭鉄鋼以外の分野における域内貿易促進が望まれていた^[53]。

ローマ条約の規定のうち、関税同盟は予定より早く完成した。ところが共同市場の創設すなわち4つの要素の自由移動は、非関税障壁の撤廃を望まない加盟国がいたため^[54]進まなかった。前提②および前提③に照らして考えると、加盟国は自ら条約で定めた非関税障壁撤廃を留保したことになる。そうした留保は、所謂「ルクセンブルクの妥協」（1966年）における全会一致慣習導入（事実上の拒否権導入）によって、正当化された。加盟国がこれを援用して非関税障壁撤廃を留保すればするほど、条約の規定と現実との間に乖離が生じた^[55]。この乖離こそが、制度的な観点からすれば、1960年代後半から1980年代前半にかけての統合（共同市場）停滞の要因である^[56]。他方、前提③および前提④は、そうした加盟国の動向にかかわらず、EU諸機関は条約規定に従って活動し続けることを示唆する。欧州司法裁判所によるカシス判決は、まさにそのような例であり、研究者をしてEU諸機関は自律的に行動して役割を果たすと認知されてきた^[57]。また、条約規定の4つの要素の自由移動に機会を見出す多国籍企業などの超国家的アクターも登場した^[58]。

他方、加盟国は条約規定に従うこと、所定の手続きに従って加盟国間合意に至ることにことごとく失敗した。1980年代半ばまでは、欧州理事会では予算問題をめぐって毎度交渉が暗礁に乗り上げ、非関税障壁撤廃問題では進展がなかった。フォン

テーヌブロー欧州理事会で予算問題が妥結した後には、非関税障壁撤廃と共同体の改革が重要案件になったが、加盟国間の立場には大きな隔たりがあり、それはミラノ欧州理事会でピークに達した。通常全会一致で決定が下されるところを、議長国イタリアが条約改正のための政府間会議を開催することについて、前代未聞の投票に付した^[59]。この後政府間会議を経て単一欧州議定書が妥結され、そこで改めて1992年を期限とした4つの要素の自由移動達成による域内市場の完成が目指され、そのための意思決定迅速化を促す特定多数決導入へと至った。

ここで、ルクセンブルクの妥協で獲得した事実上の拒否権を加盟国政府が放棄した理由一別言すれば単一欧州議定書における多数決導入を決めた（受け容れた）理由一を制度的要因のみで説明するのは、前節で強調したとおり困難である。加盟国政府の態度変化にはEU諸制度からの影響の他にも、国際政治経済環境の変化、加盟国内の政治情勢変化（政権交代等）、首脳のお考えの変化などが考えられ、それらの精査が不可欠だからである。因果関係が複雑であればあるほど説明は時期や政策領域に依存すると結論づけるのが、従来の歴史的制度主義の結論のパターン^[60]だが、そのような説明ではEU諸制度が加盟国に影響を与えるタイミングとメカニズムを（単なる描写をこえて）予見することは困難である。

翻って、制度が時を経る意味を問う本論文が目指すのは、一旦加盟国が条約を締結したらその規定の留保は結果として修正を迫られる、という事実である。このとき、EU研究においては、前提⑤と合わせて考えることが重要である。つまりEU統合進展（EUの制度化）とは、加盟国がそれを希求・承認してはじめて妥結されるものであり、そこには「欧州的な解決を希求しなければ目下の課題を解決することができない（政府間主義的な語を用いるなら、利得（gain）を得ることができない）」という意味で、「自ら下した決定（制度選択）」に重み（モメンタム）がもたらされる。

域内市場統合の事例に立ち返ってみると、1950年代から1960年代には復興と経済成長のために、1970年代から1980年代にかけては競争力を取り戻し米日に対抗するために、加盟国はより広い市場を必要としていた。ただ、それぞれの時代において「より広い市場」をEU域外に求めることは

不可能ないし非現実的であった。とはいえ、西ヨーロッパ市場に期待するにもその市場は分断されており、加盟国単独の努力でその分断が解消するものでもなかった。加盟国単独の取り組みではなく、EUとしての（集合的な）解決が求められた所以である。それゆえローマ条約締結においては、石炭鉄鋼共同体でもたらされた域内貿易量増加の再来を期待し、関税同盟と共同市場の創設を定めた。

確かに、ローマ条約で関税同盟創設と共同市場創設を定めた後も各国に主権は残されており^[61]、加盟国は常に条約上の要請を遵守した訳ではない。欧州レベルの解決を求めるに至ったという加盟国の立場（ポジション）の安定に時間がかかり、時にそれが後退、逆行することもある。現に加盟国の多くは、ルクセンブルクの妥協以降、事実上の拒否権を用いて非関税障壁の撤廃を留保し、共同市場計画は頓挫した。しかしながら、このとき、問題解決がEUレベルで追求されるほど加盟国単独による解決が不可能（あるいは非効率）なのだという事実が、歴史的制度主義的な議論にとっては重要である。ブレトンウッズ体制崩壊そして石油危機後のヨーロッパ経済は、集合的な解決を留保したところで加盟国独自の策もまた実を結ばない様子を露呈した。

結局、加盟国による留保は加盟国が当初希求した問題解決に直結するものではない。そのため、加盟国政府は共同市場計画の焼き直しとしての域内市場統合計画を支持し、その実施のための多数決導入を条約に定めることにした。こうした加盟国政府の態度変化を説明しようとするとき、ピアソンのいう「重大な岐路」や「意図せざる結果」^[62]のような議論をしなければならぬ。しかしながら、これらは制度だけでなく加盟国の国内情勢や国際政治経済環境の変化も関係してくるため、明確な説明や予測は困難である。

ただ、ピアソンが行ったジェンダー平等政策等の事例研究^[63]を参照すると、実際には分岐的事件が起こるかなり前に引き金となる政策（派生法）制定や議決方法変更、はたまた（後に参照されることになる）取り組みなどがある。「種」があることは指摘しやすいが、そこから「芽」や「花」がいつ出てくるのかを説明したり予測したりするのは困難だとすれば、「種」に焦点を当てた方が「制度論」としては議論を成立させやすい。「意図せざ

る結果」についても同様で、イシューの連関密度 (issue density) がどの程度になれば意図せざる結果を生起するのかわかではない^[64]。蓄積された取り組み、そしてそれに機会を見出したアクターがそれらをリソースにしてさらなる制度化を進めたというのであれば、その根源となる「当初の制度化 (制度選択)」に焦点を当てた方が「制度」にかかる「論」として成立しやすい。加盟国政府が加盟国による問題解決ではなく欧州的な解決を希求・決定するという事象が、その後の展開に大きなモメンタムを与えるのである。

以上、本節冒頭で提示した前提を用いて域内市場統合にまつわる事実を確認してきたが、それは制度をどのように理解することになるのか。また、その理解は従来の歴史的制度主義をそのまま用いた EU 理解とどのように異なるのか。

まず、本論文において制度とは、加盟国の必要と承認があって形成されるものである。加盟国単独で解決不可能な問題をその規模・広域性を活かして集合的に解決する方が利得を生むと判断したために、EU レベルの制度構築・政策形成が選択された。一旦制度が生まれると、これに従って行動する EU 諸機関や、これに機会を見出す多国籍企業のような非国家行為主体が現れる。とはいえ、加盟国が EU レベルで決まったことを留保して導入しなければ、制度の内実は伴わない。ただ、加盟国が留保したとしても、EU レベルでの対処を求めたという事実は、形成された制度やルール、政策に (導入されていない状態とはいえ) 残る。同時に、形成されたルールに基づき行動する EU 諸機関そして形成されたルールや制度に機会を見出す行為主体が現れて行動するため、形成された制度やルールに内実を伴わせようとしている側と留保している側との間に「差」が生じる。この「差」は加盟国による留保が長期にわたるとその分拡がるが、当初加盟国政府が欧州的な解決を希求し承認したという点において、欧州的な解決へと向かう方にモメンタムを与える。これが、制度が時を経ることの意味である。

以上のような「制度が時を経る意味」を問う形での制度の理解は、制度の長期にわたる展開を対象にしている点で従来の歴史的制度主義と同じではある。しかしながら、制度のみから説明することができない国際政治経済情勢や国内政治要因に関わる説明を回避したために、従来の歴史的制度

主義よりも議論の対象が簡素に (狭く) される形で EU 研究に用いられることになる。一方で、加盟国政府が当初希求し承認した欧州的な解決が後々に影響を与えることを前面に出している点で、「事後の説明に終始する」、「予測可能な仮説を提示できない」といった従来の批判を克服する。正確なタイミングを予測するためには国際政治経済情勢と国内政治にかかる変数を加えなければならないが、「一度希求・承認されたものであれば、統合は進む」ことを強調している点で、従来の歴史的制度主義より明確に変化のタイミングとその不可逆性を示唆している。すなわち、一度加盟国が必要だと判断して希求し妥結した EU レベルの制度選択 (欧州的な解決) は、加盟国がその後これに抵抗したり留保したりしたところで当該解決を希求したきっかけや政策課題から逃れることはできない。本論文が操作した歴史的制度主義は、従来の歴史的制度主義とは異なり、統合が選択された時点で結果としてこれが達成されることを示唆する。このことは、統合提案、停滞そして再度の進展を繰り返す、時に統合停滞時期が長きにわたる EU を分析するにあたって、従来の説明よりも深い理解を提供し得る。

5. おわりに

本論文は、歴史的制度主義を EU 研究に適用する際に指摘されてきた問題点はリベラル政府間主義と前提を共有した後の議論の戦略によるものだということを明らかにし、その問題点を克服する方法を検討した。本論でおこなった EU 研究に適用するための歴史的制度主義の操作は、加盟国政府が自ら解決できない事案の欧州的な解決を希求して条約 (あるいは派生法、政策) を締結したという事実に重きをおき、加盟国政府は自らが EU レベルで妥結したことを時に留保するが、当初欧州的な解決策を希求したがゆえに長期的には留保解消へと転じるようになることを強調するものである。

本論文でおこなった操作は、前提②および前提③が条約、派生法、政策、あるいはそれらの集合といった場合でそれぞれ前提⑤および結論が異なっていないかどうかという細かな検証を要するものの、域内市場統合の事例だけでなく、たとえば危機後のユーロや財政同盟、リスボン戦略・欧州 2020 といった経済戦略、デジタル単一市場といった近年の重要政策課題にもあてはまるのではない

かと考えている。これらはいずれも 2000 年代から 2010 年代にかけて停滞していると一度は評価されたことがある政策領域である。危機だとされる時期にあっては、そして一旦妥結した統合が加盟国を強く拘束する事案であれば、加盟国によって制度化が留保され続ける可能性は高い^[65]。

本論文は「制度」が加盟国を拘束するメカニズム説明に外部要因である国際政治経済情勢と国内政治とを用いないように配慮したため、国内政治にかかる議論を捨象したが、反統合や統合懐疑にかかる国内政治情勢如何では統合が停滞し（留保され）続けることは当然あり得る。しかしながら、分野にかかわらず、加盟国が一度は EU レベルで取り組むと定めたという「種」がある以上、欧州の解決へと向かうモメンタムがあり、反統合ないし統合懐疑を上回るほどの統合促進要因が制度自体あるいは国政政治経済情勢から出現すれば、あるいは加盟国単独での解決が困難だということが国内政治において認識されれば、当初の欧州の解決へと回帰せざるを得なくなるのではないかということを示唆した。

近年、EU のゆくえに対する悲観論やセンセーショナルな分析・論評が容易に巻き起こされるなか、本論文の結論は、当初希求された欧州の解決が重要であるがゆえにこれに立ち返って検討することを勧める。後々議論が巻き起こることになるような統合計画をなぜ加盟国が希求したのかに思いを巡らせることは、巷に跋扈している悲観論とは異なる形で知的欲求を満たすと考えている。

付記

本論文は、平成 29 年度大妻女子大学戦略的個人研究費（課題番号：S2917、研究課題名「EU に対する歴史的制度主義アプローチ再考：市場統合における統合、停滞、再統合」）による研究成果である。

引用文献

[1] たとえば、以下。Guy Peters (2012), *Institutional Theory in Political Science: The 'New Institutionalism'*, third edition (New York: The Continuum), pp. 78-79; Simon Bulmer (2009), "Politics in Time meets the politics of time: historical institutionalism and the EU timescape," *Journal of European Public Policy* 16:2, pp. 319-320.

[2] 以下の文献では、統合の長期的なプロセスを理解するためには EU 条約改正の「合間」の期間にも注目する必要があると指摘されている。Ibid., p. 313, referring Thomas Christiansen and Knud Erik Jørgensen (1999), "The Amsterdam Process: A Structurationist Perspective on EU Treaty Reform," *European Integration online Papers*, 3:1.

<http://eiop.or.at/eiop/texte/1999-001a.htm> (accessed on January 21, 2018). また、EU が危機に直面しているときにこそ歴史的制度主義アプローチに可能性を見出す研究として、以下がある。Sophie Meunier and Kathleen R. McNamara (2007), "Making History: European Integration and Institutional Change at Fifty", in Sophie Meunier and Kathleen R. McNamara (eds.), *Making History: European Integration and Institutional Change at Fifty* (Oxford: Oxford University Press), pp. 1-20. 本論文は上記既存研究の認識や主張を共有しながらも、歴史的制度主義の修正なくして企図する示唆を得ることができないという立場から、議論を展開するものである。

[3] Mark Aspinwall and Gerald Schneider (2001), "Institutional research on the European Union: mapping the field", in Mark Aspinwall and Gerald Schneider (eds.), *The rules of integration: institutionalist approaches to the study of Europe* (Manchester: Manchester University Press), pp. 1-18; Peter A. Hall and Rosemary C. R. Taylor (1996), "Political Science and the Three New Institutionalisms," *Political Studies* 44:5, pp. 936-957.

[4] 統合の再活性化と理論研究の再発展、そして従来の国際統合論にかわる制度論的アプローチの興隆については以下を参照した。Mark A. Pollack (2001), "International Relations Theory and European Integration," *Journal of Common Market Studies* 39:2, pp. 221-244; Markus Jachtenfuchs (2001), "The Governance Approach to European Integration," *Journal of Common Market Studies* 39:2, pp. 245-264; Ben Rosamond (2000), *Theories of European Integration* (New York: Palgrave), chapter 5 and 6.

[5] 後に政府間主義への疑問を提起するピアソン (Paul Pierson) が政府間主義の象徴だと指摘した諸研究として、以下がある。Geoffrey Garrett (1992), "International cooperation and institutional choice: The European Community's internal market," *International Organization* 46:2, pp. 533-558; Andrew Moravcsik

- (1991a), "Negotiating the Single European Act", in Robert O. Keohane and Stanley Hoffmann (eds.), *The New European Community* (Boulder, CO: Westview Press), pp. 41-84; Andrew Moravcsik (1993), "Preferences and Power in the European Community: A Liberal Intergovernmentalist Approach," *Journal of Common Market Studies* 31:4, pp. 473-524.
- [6] Andrew Moravcsik (1991b), "Negotiating the Single European Act: national interests and conventional statecraft in the European Community," *International Organization* 45:1, pp. 19-56.
- [7] Moravcsik (1993), *op.cit.*.
- [8] Wayne Sandholtz and John Zysman (1992), "1992: Recasting the European Bargain," *World Politics* 42:1, p. 107.
- [9] Simon J. Bulmer (1994), "The Governance of the European Union: A New Institutional Approach," *Journal of Public Policy* 13:4, p. 355.
- [10] 政府間主義に対する批判を学術的に捉えたものとして、以下の文献を参照した。Rosamond (2000), *op.cit.*, p. 145; Pollack (2001), *op.cit.*, pp. 226-227.
- [11] Hall and Taylor (1996), *op.cit.*, p. 938.
- [12] ピアソンは、以下の諸研究・議論を引用している。Kathleen Thelen (1999), "Historical Institutionalism in Comparative Politics," *Annual Review of Political Science* 2, pp. 369-404; Kathleen Thelen and Sven Steinmo (1992), "Historical Institutionalism in Comparative Politics", in Sven Steinmo, Kathleen Thelen and Frank Longstreth (eds.), *Structuring Politics: Historical Institutionalism in Comparative Analysis* (New York: Cambridge University Press), p. 9.
- [13] Paul Pierson (1996), "The Path to European Integration: A Historical Institutional Analysis," *Comparative Political Studies* 29:2, pp. 123-163. なお、経路依存、粘性、意図せざる結果、ロックインなどといった諸概念については、ピアソン自身が後に公刊した論考でより詳しく議論している。Paul Pierson (2000), "Increasing Returns, Path Dependence, and the Study of Politics," *The American Political Science Review* 94:2, pp. 251-267.
- [14] Pierson (1996), *op.cit.*, p. 158.
- [15] Andrew Moravcsik (1998), *The Choice for Europe: Social Purpose and State Power from Messina to Maastricht* (Ithaca: Cornell University Press).
- [16] *Ibid.*, pp. 8-9.
- [17] Kenneth Armstrong and Simon Bulmer (1998), *The Governance of the Single European Market* (Manchester: Manchester University Press/New York: St Martin's).
- [18] *Ibid.*, pp. 7, 8 and 45.
- [19] *Ibid.*, pp. 32, 40, 43, 51 and 56-57.
- [20] Simon J. Bulmer (1998), "New institutionalism and the governance of the Single European Market," *Journal of European Public Policy* 5:3, p. 367, referring John Peterson (1995), "Decision-making in the European Union: towards a framework for analysis", *Journal of European Public Policy* 2:1, pp. 69-93.
- [21] Bulmer (1998), *op.cit.*, p. 368.
- [22] *Ibid.*, p. 370.
- [23] *Ibid.*, pp. 375-376.
- [24] *Ibid.*, pp. 378-379.
- [25] Alec Stone Sweet and Wayne Sandholtz (1998), "Integration, Supranational Governance, and the Institutionalization of the European Polity", in Wayne Sandholtz and Alec Stone Sweet (eds), *European Integration and Supranational Governance* (New York: Oxford University Press), p. 7.
- [26] Alec Sone Sweet and Wayne Sandholtz (1997), "European Integration and Supranational governance," *Journal of European Public Policy* 4:3, p. 306.
- [27] *Ibid.*, pp. 306-307, 309-314.; Stone Sweet and Sandholtz (1998), *op.cit.*, p. 19.
- [28] *Ibid.*, pp. 8-9.
- [29] Pierson (1996), *op. cit.*, p. 157.
- [30] モラブチックの研究成果を批判するにしても、証拠の利用にあたってモラブチックの研究をこえなければならぬ、という指摘がある通り、モラブチックは膨大な一次資料、二次資料、インタビュー等を交えて議論を構築した。Donald J. Puchala (1999), "Institutionalism, Intergovernmentalism and European Integration: A Review Article," *Journal of Common Market Studies* 37:2, p. 329.
- [31] このことは条約の性質を想起すれば容易に導き出すことができるが、既存研究でもこの点指摘されていることについては付言しておきたい。たとえば以下。Pierson (1996), *op.cit.*, p. 157; Volker Bornschier (2000), "Western Europe's move toward

- political union”, in Volker Bornschier (ed.), *State-building in Europe: The Revitalization of Western European Integration* (Cambridge: Cambridge University Press, 2000), p. 13.
- [32] Simon Bulmer and Andrew Scott (1994), “Introduction: Economic and Political Integration a Decade On”, in Simon Bulmer and Andrew Scott (eds.), *Economic and Political Integration in Europe: Internal Dynamics and Global Context* (Cambridge and Oxford: Blackwell), pp. 1-17; Simon Bulmer (1997), “Setting and Influencing the Rules”, in David G. Mayes (ed.), *The evolution of the single European market* (Cheltenham: Edward Elgar), pp. 30-48; Bornschier (2000), *op.cit.*; Patrick Ziltener (2000), “Tying up the Luxembourg package of 1985: prerequisites and problems of its constitution”, in Volker Bornschier (ed.), *State-building in Europe: The Revitalization of Western European Integration* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 38-72; Nicola Fielder (2000), “The origins of the Single Market”, in Volker Bornschier (ed.), *State-building in Europe: The Revitalization of Western European Integration* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 75-92; Michael Nollert in collaboration with Nicola Fielder (2000), “Lobbying for a Europe of big business: the European Roundtable of Industries”, in Volker Bornschier (ed.), *State-building in Europe: The Revitalization of Western European Integration* (Cambridge: Cambridge University Press), pp. 187-209.
- [33] Sandholtz and Zysman (1989), *op.cit.*
- [34] Pierson (1996), *op.cit.*, p. 158.
- [35] Bulmer and Scott (1994), *op.cit.*; Bulmer (1997), *op.cit.*; Armstrong and Bulmer (1998), *op.cit.*; Neil Fligstein (2001), “Institutional Entrepreneurs and cultural frames - the case of the European Union’s Single Market Program,” *European Societies* 3:3, pp. 261-287; Moravcsik (1991b, 1993, 1998), *op.cit.*. なお、当時生じた事実については、以下の邦文文献でも詳細に取り扱われている。田中俊郎(1985)「ECの機構改革とその課題」『国際問題』第308号, 33-46頁。田中俊郎(1990)「欧州連合と単一欧州議定書」『国際政治』第94号, 4-19頁。
- [36] Bulmer (1997), *op.cit.*, p. 37; Bulmer (1998), *op.cit.*, pp. 377-378; Armstrong and Bulmer (1998), *op.cit.*, pp. 20 and 32.
- [37] Bulmer and Scott (1994), *op.cit.*, p.4; Armstrong and Bulmer (1998), *op.cit.*, p.31; Ziltener (2000), *op.cit.*, pp. 44-45 and 59; Fligstein (2001), *op.cit.*, pp. 271-273.
- [38] Sandholtz and Zysman (1989), *op.cit.*, pp. 96-97; Bulmer and Scott (1994), *op.cit.*, p. 4; Armstrong and Bulmer (1998), *op.cit.*, pp. 22-27; Ziltener (2000), *op.cit.*, pp. 52-61; Bornschier (2000), *op.cit.*, pp. 5 and 11; Fligstein (2001), *op.cit.*, pp. 274-279.
- [39] Sandholtz and Zysman (1989), *op.cit.*
- [40] *Ibid.*, p. 128.
- [41] Moravcsik (1991b), *op.cit.*, pp. 29-31; Moravcsik (1998), *op.cit.*, pp. 333-334, 350-351.
- [42] 欧州委員会の人選は、理事会にて承認、決定されるためである。Moravcsik (1991b), *op.cit.*, p. 47.
- [43] *Ibid.*, pp. 27-28, 40, 47-48; Moravcsik (1998), *op.cit.*, pp. 371-373 and 378.
- [44] *Ibid.*, p. 317.
- [45] *Ibid.*, pp. 363-369.
- [46] Paul Pierson (2000), *op.cit.*, pp. 258-259 and 262, referring Theda Skocpol (1999), “How Americans Became Civic”, in Theda Skocpol and Morris P. Fiorina (eds.), *Civic Engagement in American Democracy* (Washington DC: Brookings Institution Press and the Russell Sage Foundation), pp. 27-80.
- [47] Simon Bulmer (1997), “Setting and Influencing the Rules”, in David G. Mayes (ed.), *The evolution of the single European market* (Cheltenham: Edward Elgar), pp. 30 and 31; David, G. Mayes (1997), “Introduction”, in David G. Mayes (ed.), *The evolution of the single European market* (Cheltenham: Edward Elgar, 1997), pp. 5 and 7; Stone Sweet and Sandholtz (1997), *op.cit.*, p. 311.
- [48] Sandholtz and Zysman (1989), *op.cit.*, p. 128; Stone Sweet and Sandholtz (1997), *op.cit.*, p. 306.
- [49] Sandholtz and Zysman (1989), *op.cit.*
- [50] 政府間主義と袂を分かちピアソンも、この点については同意している。Pierson (1996), *op.cit.*, especially p. 157.
- [51] 条約規定の「補完性原理」もさることながら、アームストロングとバルマーによる「加盟国レベルでは効率的に解決できない問題に対する超国家的な政策的解決を（加盟国が）追求する」といった表現、そしてモラブチックの「加盟国政府が EU

に権限を委譲するのは委譲による潜在的な利得 (gain) が高いからだ」という議論を参照している。Armstrong and Bulmer (1998), *op.cit.*, p. 67; Moravcsik (1998), *op.cit.*, p. 9.

[52] Bulmer (1998), *op.cit.*, p. 373.

[53] たとえば、以下の文献を通じて確認することができる。Moravcsik (1998), *op.cit.*, chapter 2; Alan S. Milward with the assistance of George Brennan and Federico Romero (2000), *The European Rescue of the Nation-State*, 2nd edition (London and New York: Routledge), chapter 4; Larry Neal (2007), *The Economics of Europe and the European Union* (Cambridge: Cambridge University Press), chapter 2 and 3.

[54] Bulmer (1997), *op.cit.*, pp. 30-31; Armstrong and Bulmer (1998), *op.cit.*, pp. 8, 35, 39 and 46; Bornschier (2000), *op.cit.*, p. 12.

[55] ピアソンもまた「差・乖離 (原語: gap)」という語を多用する。Pierson (1996), *op.cit.*, p. 126. しかしながら、ピアソンが加盟国による EU 諸機関に対する管理 (control over) を問題にしているのに対して、本論文では加盟国自身が締結した条約規定から加盟国自らが乖離している (留保の) 様を強調しており、EU 諸機関に対する管理のニュアンスを含めていないことは強調しておきたい。

[56] 同趣旨の議論を展開している歴史的制度主義的研究として、以下がある。Bulmer (1997), *op.cit.*, pp. 30-31.; Armstrong and Bulmer (1998), *op.cit.*, p. 8.

[57] Bulmer (1997), *op.cit.*, p. 37; Armstrong and Bulmer (1998), *op.cit.*, pp. 20 and 32; Bulmer (1998), *op.cit.*, p. 378, referring Geoffrey Garrett and Barry R. Weingast (1993), “Ideas, Interests, and Institutions: Constructing the European Community’s Internal Market”, in Judith Goldstein and Robert O. Keohane (eds.), *Ideas and Foreign Policy: Beliefs, Institutions,*

and Political Change (Ithaca: Cornell University Press), pp. 173-206.

[58] 一例として以下の研究がある。Bulmer (1998), *op.cit.*, p. 378; Stone Sweet and Sandholtz (1997), *op.cit.*, p. 313; Sandholtz and Zysman (1989), *op.cit.*, p. 128.

[59] 単一欧州議定書妥結に至るまでの時系列的な展開については、注[35]に挙げた諸文献が非常に丁寧に描き出している。

[60] たとえば、以下を参照。Stone Sweet and Sandholtz (1997), *op.cit.*, p. 306. なお、両名による別の論考 (Sandholtz and Stone Sweet (1997), *op.cit.*) において様々な事例が挙げられた後に、EU 側の影響に対する加盟国の反応 (欧州化: Europeanization) の研究を 2000 年代前半に牽引した研究者であるカポラソ (James Caporaso) が巻末論考を担当していることも示唆的である。

[61] たとえば、Bornschier (2000), *op.cit.*, p. 13. ピアソンもまた、加盟国政府は EC の中心的な制度設計者 (institution builders) であり、自国の目的にかなうように行動すると述べている。Pierson (1996), *op.cit.*, p. 157.

[62] *Ibid.*, pp. 136-139, 148-156.

[63] *Ibid.*, pp. 148-156

[64] *Ibid.*, pp. 136-139.

[65] 加盟国による受容可能性をキーワードに EU 統合の進展と停滞を説明して、近年の統合には当該受容可能性が低下する傾向がはらんでいることを示唆した研究として、以下の文献を参照した。井上淳(2013)『域内市場統合における EU-加盟国間関係』, 恵雅堂出版。

Abstract

This paper attempts to modify historical institutionalism’s philosophy/framework so that its insights might fit into European Union (EU) study. After the launch of the Single Market Programme and ratification of the Single European Act, theoretical approaches regarding the EU developed. Historical institutionalism was one such approach and highlighted the long-term effect of EU institutions on member states. However, historical institutionalism accepts some assumptions of its rival scholarship concerning states’ preferences and behaviors, especially those of liberal intergovernmentalism. This puts constraints on the arguments developed by historical institutionalism.

This paper clarifies such constraints in the context of development of theoretical arguments and

attempts to overcome them by modifying the arguments made by historical institutionalism so they might fit into EU study. This modified version of historical institutionalism emphasizes that once member states concluded the Treaty of Rome to seek a European solution instead of a national one, noncompliance or failure to implement treaty provisions could not remain. While EU institutions obey the treaty and some transnational actors find opportunities in its provisions, member states do not always comply, sometimes taking measures that reserve national governments' noncompliance. However, once European solutions are demanded and concluded by member states, they cannot achieve their goals without them and reservation measures and practices must be abandoned. This paper highlights that the initial institutional choice matters because it builds momentum toward integration.

This revised version of historical institutionalism avoids some critiques directed toward the original philosophy/framework, such as *post hoc* explanation and lack of testable hypothesis.

(受付日：2018年11月8日，受理日：2018年11月28日)

井上 淳 (いのうえ じゅん)

現職：大妻女子大学比較文化学部准教授

慶應義塾大学大学院法学研究科（政治学専攻）博士後期課程単位取得退学。法学博士（慶應義塾大学）。専門は国際政治学，EU研究。EU統合の進展と停滞とを分析する分析枠組についての研究，とりわけEUと加盟国の関係を決定づける諸要因間の関係についての研究をすすめている。事例としては，域内市場統合，ICT，雇用・成長戦略，難民への対処などに焦点を当てて研究している。

主な著書：『域内市場統合におけるEU-加盟国間関係』（単著，恵雅堂出版）。

『国際機構』（庄司克宏編，章の分担執筆，岩波書店，「国際政治理論と国際機構」および「貧困と汚職—グッド・ガバナンスと国際機構」の章を担当）。

『ヨーロッパがつくる国際秩序』（大芝亮編，章の分担執筆，ミネルヴァ書房，「人の移動の潮流変化と多文化共生」の章を担当）。

「EUへの難民大量流入の構造的要因—積極的対外政策と難民対策との間のトレード・オフ」『日本EU学会年報』37号，115-133頁。